

本報告は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第10条に基づき、政府が講じた犯罪被害者等のための施策について、毎年、国会に提出するものである。

今回の白書は3回目に当たり、第1章において、犯罪被害者等施策の総合的かつ計画的な推進について述べるとともに、第2章において、平成19年度から平成20年度前半に犯罪被害者等のために講じた施策を、「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月27日閣議決定）の5つの重点課題の柱立てに沿ってまとめている。